

# グループホームこころ 利用料金表

令和4年10月1日より利用料が下記のように変更になりました。

介護報酬の1割自己負担を含めた利用者負担額(認知症対応型共同生活介護費Ⅱ)

介護区分	月額(円)	※医療連携体制加算	※介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	※介護職員等ベースアップ等支援加算	諸経費(円)	月額合計(円) ※税込み
要支援 2	22,440	-	1,818	516	112,000	136,774
要介護 1	22,560	1,170	1,827	519	112,000	138,076
要介護 2	23,610	1,170	1,912	543	112,000	139,235
要介護 3	24,330	1,170	1,971	560	112,000	140,031
要介護 4	24,810	1,170	2,010	571	112,000	140,561
要介護 5	25,320	1,170	2,051	582	112,000	141,123

介護報酬の2割自己負担を含めた利用者負担額(認知症対応型共同生活介護費Ⅱ)

介護区分	月額(円)	※医療連携体制加算	※介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	※介護職員等ベースアップ等支援加算	諸経費(円)	月額合計(円) ※税込み
要支援 2	44,880	-	1,818	516	112,000	159,214
要介護 1	45,120	1,170	1,827	519	112,000	160,636
要介護 2	47,220	1,170	1,912	543	112,000	162,845
要介護 3	48,660	1,170	1,971	560	112,000	164,361
要介護 4	49,620	1,170	2,010	571	112,000	165,371
要介護 5	50,640	1,170	2,051	582	112,000	166,443

介護報酬の3割自己負担を含めた利用者負担額(認知症対応型共同生活介護費Ⅱ)

介護区分	月額(円)	※医療連携体制加算	※介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	※介護職員等ベースアップ等支援加算	諸経費(円)	月額合計(円) ※税込み
要支援 2	67,320	-	1,818	516	112,000	181,654
要介護 1	67,680	1,170	1,827	519	112,000	183,196
要介護 2	70,830	1,170	1,912	543	112,000	186,455
要介護 3	72,990	1,170	1,971	560	112,000	188,691
要介護 4	74,430	1,170	2,010	571	112,000	190,181
要介護 5	75,960	1,170	2,051	582	112,000	191,763

※加算について…30日で算出(目安としての金額)

医療連携体制加算(Ⅰ)	39 (単位/日)	急性期における医師や医療機関との連携体制
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	8.1%	介護職員の人材確保とサービスの質の向上を図る目的とし加算(所定単位数にサービス別加算率(8.1%)を乗じた単位数で算定)
介護職員等ベースアップ等支援加算	2.3%	介護職員の人材確保とサービスの質の向上を図る目的とし加算(所定単位数にサービス別加算率(2.3%)を乗じた単位数で算定)

内訳

①月々の諸経費【介護保険適用外となるご利用料金】(税込み)

項目	円/日	月額(円)	※参考
室料	1,335	40,000	食事代の明細 朝食 380円 昼食 500円 夕食 520円
食材料費	1,400	42,000	
光熱水費・管理費	1,000	30,000	
諸経費月額小計		112,000	

☆医療費・介護用品費(おむつ等)については個人負担となります  
☆室料は、消費税がかかりません。※おやつ代は食事代に含む

②認知症対応型共同生活介護費Ⅱ(30日換算) 1単位=10円

介護区分	単位/日	1割負担 月額(円)	2割負担 月額(円)	3割負担 月額(円)
要支援 2	748	22,440	44,880	67,320
要介護 1	752	22,560	45,120	67,680
要介護 2	787	23,610	47,220	70,830
要介護 3	811	24,330	48,660	72,990
要介護 4	827	24,810	49,620	74,430
要介護 5	844	25,320	50,640	75,960

③加算利用料

※ 下記算定基準を満たした場合は加算させていただきます。

項目	単位/日	内容
初期加算	30	入所日から起算して30日以内の期間のみ加算
入居者の入退院支援の取組	<ア> 246	入院後3ヶ月以内に退院が見込まれる入居者について、退院後の再入居の受け入れ体制を整えている場合には、1月に6日を限度として一定単位の基本報酬の算定を認める
	<イ> 30	医療機関に1ヶ月以上入院した後、退院して再入居する場合も初期加算の算定を認める
若年性認知症利用者受入加算	120	若年性認知症患者を受入れ特性やニーズに応じたサービスを行った場合に加算される
退去時相談援助加算	400	退去時に退去後の居宅サービスの相談援助を行った場合加算される(利用者様1人につき1回まで)

④入居時敷金

入居時に150,000円をお預かりします。なお、利用者の故意・過失、その他の通常使用を超えるような使用による損耗・棄損があった場合は、復旧する際の原状回復費用を差し引いて、退去時に残額を返還いたします。

※ 90日以内の退去の場合でも、原状回復の費用負担については請求させていただきます。